

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(保証人及び貸付利率)」に改め、同条中「災害援護資金」を「災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合」に、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第9条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。
- 第11条中「、保証人」を削り、「、第8条」を「並びに第8条」に、「第12条」を「第10条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した災害に係る災害援護資金について適用し、同日前に発生した災害に係る災害援護資金については、なお従前の例による。

平成31年 2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けを受ける者の保証人に関し必要な事項を定めるとともに、災害援護資金の貸付利率を改め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

災害弔慰金の支給等に関する条例 (抄)

(保証人及び貸付利率)

第9条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3パーセント とする。
1パーセント

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還方法等)

第11条 災害援護資金の貸付けに係る償還方法、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第7条第3項及び第4項、第8条から第12条までの規定によるものとする。
並びに 第10条

る。